



知る。過ごす。泊まる。
人が集う、これからの
双葉町

双葉町コミュニティーセンターが
生まれ変わります。



目次

P 2 特集 変わる双葉駅前

P 9 教育長メッセージ

P 4 町民の皆さまへ

P14 健康だより

これからの双葉を つなぐ3つの機能

駅前から、
これからの双葉を
つくる。

双葉駅前に建つ、双葉町コミュニティセンター。平成10年の完成以来、町民に親しまれてきたこの場所が、新たな交流と滞在の拠点へと生まれ変わります。

今回のリニューアルでは、町民の方はもちろん、双葉町で働く人、観光で訪れる人、移住を考える人など、さまざまな人が立ち寄り、それぞれの時間を過ごせる場所を目指します。

「知る」「過ごす」「泊まる」。駅前に生まれる新しい機能が、人と町との新たな接点となり、これからの双葉のまちをつないでいきます。

改修工事は令和8年10月頃から開始し、令和9年度中の開業を予定しています。



旧駅舎棟「知る」

双葉の現状を知り、町を巡るための出発点に。

旧駅舎棟は観光案内所として整備し、訪れた人に双葉町の魅力や観光情報を伝え、これから行きたい場所を見つけてもらうための場所へと変わります。

新たに「町を知る」機能を加えることで、双葉町を知り、興味を持ち、もっと町を見てみたいとなります。そんな町との出会いの入口となります。



観光案内所

ホール棟「過ごす」

センター棟「泊まる」

誰もが気軽に泊まれる場所に。

センター棟は双葉を訪れる人が気軽に泊まれる場所へと生まれ変わります。

1階にラウンジを整備し、宿泊する人同士が自然に交流できる場として、またイベント時などには町内居住者などにも開放し、宿泊する方と地域の方の交流につながる空間を目指します。

2・3階には、2人部屋8室、多人数部屋2室の計10室を設けます。双葉町での仕事や観光など、さまざまな目的に合わせて双葉町で過ごす時間を支えます。



宿泊スペース



ラウンジ



待合ラウンジ



ホール

イベントのある日も、ない日も、人が過ごせる場所へ。

ホール棟は、その広い空間を活かし、音楽イベントや発表会、トークイベント、展示など、多目的に利用できる場所へと生まれ変わります。

イベントのない日にも、書籍や展示を楽しみながら、日常の中で気軽に立ち寄れる空間として活用。隣接する待合ラウンジは、ガラス越しに光が差し込む明るい場所、電車の待ち時間などに利用できます。

駅前に、人が自然と集まり、それぞれの時間を過ごせる新しいホールが生まれます。

町民の皆さまへ

厳しい暑さもようやく落ち着き、実りの秋を迎えました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

10月2日から、県内外8会場で町政懇談会を開催します。今年度は、今後10年間のまちづくりの方向性を示す双葉町復興まちづくり計画（第四次）や令和10年4月の開園・開校を目指している認定こども園・義務教育学校のほか、特定帰還居住区域の避難指示解除の見通しなど、双葉町の現状をご説明し、町民の皆さまの率直なご意見を伺うことで、今後の町政やまちづくりに反映してまいります。ぜひ、お近くの会場にお越しください。

その避難指示解除に向けた取り組みの1つとして、8月19日の双葉町会場を皮切りにいわき市や埼玉県加須市の3会場で、今年度中の避難指示解除を目指している下長塚、

三字、羽鳥行政区の特定帰還居住区域における住民説明会を開催し、約40名にご参加いただきました。説明会では、内閣府や環境省から避難指示解除に向けた取り組みや放射線量の状況などについて説明するとともに、町からも復興状況などを説明しました。今回の説明会で寄せられたご意見を踏まえ、対象区域の除染やインフラ復旧を着実に進め、避難指示解除につなげてまいります。

こうした取り組みを進める中で、原子力災害によって生じた損失や、町民の生活再建に関わる課題にも、引き続き向き合う必要があります。

9月7日に、原子力損害賠償紛争審査会による町内視察と意見交換が行われました。町から提出した要望書では賠償期間の見直しや迅速な賠償などを求めています。原発事故の影響は長期にわたるため、町民の皆さまの生活再建には、これまでに生じた損

失に対する適正な賠償が確保されることが重要と考えており、町では引き続き必要な対応を進めてまいります。

避難指示解除から4年が経過し、町内の整備が進み居住人口が増加するなど、着実に復興の歩みを重ねています。

一方で、震災と原発事故の影響は大きく、町全域の避難指示解除に向けた課題が山積しています。町民の皆さまが安心して双葉町で将来を描けるように、一つひとつの課題に向き合い、復興を着実に成し遂げてまいります。

季節の変わり目を迎え、朝夕は涼しくなってきました。皆様さまにおかれましては、くれぐれもご自愛ください。ますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗



原賠審に賠償期間の見直しを求めました。



避難指示解除に向けた住民説明会（双葉町会場）

令和8年度 町政懇談会

町民の皆さまから町政についてのご意見を伺い、今後のまちづくりに反映する「町政懇談会」を下記の日程で開催します。ぜひお近くの会場にお越しください。東京都・新潟県柏崎市・宮城県仙台市の3会場については町民の皆さまと町職員の座談会を開催いたします。

月 日	時 間	場 所
10月 2日(金)	10:00～12:00 18:00～20:00	双葉町 双葉町役場 2階大会議室（議場） 双葉町大字長塚字町西73番地4 ☎0240-33-2111（代表）
10月 7日(水)	14:00～16:00	茨城県 つくば市 つくば国際会議場 中会議室406 茨城県つくば市竹園2丁目20-3 ☎029-861-0001
10月 8日(木)	10:00～12:00	埼玉県 加須市 キャッスルきさい 1階（多目的室） 埼玉県加須市根古屋633番地10 ☎0480-73-3101
10月13日(火)	10:00～12:00	いわき市 いわき市労働福祉会館 3階（大会議室1） いわき市平字堂ノ前22 ☎0246-24-2510
	14:00～16:00	いわき市 復興公営住宅勿来酒井団地（集会所） いわき市勿来町酒井青柳8-2 ☎0240-33-0125（秘書広報課）
10月20日(火)	14:00～16:00	福島市 ホテル福島グリーンパレス（葵の間） 福島市太田町13-53 ☎024-533-1171
10月21日(水)	10:00～12:00	郡山市 ビッグパレットふくしま（小会議室3） 郡山市南2丁目52番地 ☎024-947-8010
	14:00～16:00	白河市 サンフレッシュ白河（会議研修室） 白河市久田野城内31 ☎0248-31-1019

町民の皆さまと町職員の座談会の開催日時

月 日	時 間	場 所
11月18日(水)	13:30～15:30	東京都 東京交通会館（第二会議室C） 東京都千代田区有楽町2-10-1 ☎03-3212-2931
11月19日(木)	9:30～11:30	新潟県 柏崎市産業文化会館（第5会議室） 新潟県柏崎市駅前二丁目2番45号 ☎0257-24-7633
11月27日(金)	13:30～15:30	宮城県 せんだいメディアテーク 7階（会議室b） 宮城県仙台市青葉区朝日町2-1 ☎022-713-3171

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎0240-33-0125

令和8年第3回双葉町議会定例会

9月8日招集の令和8年第3回双葉町議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。その概要をお知らせいたします。

行政報告



6月定例会以降の

行政経過

―知事が公設商業施設を視察―

6月24日、内堀雅雄知事が今年3月にオープンした商業施設「MEGURU FUTABA（めぐる ふたば）」を視察されました。「串と鉄板だるま」「居酒屋こんどこそ」「CAFE FU

TABA」で各店舗の自慢の品を試食され、知事は「駅前のお店に人が来ることで交流の拠点となり、人でにぎわうことを確信しています」と述べられました。今後とも町のにぎわいが継続的に創出されるように取り組みを進めてまいります。

―清戸迫横穴墓群を学ぶ―

6月28日、双葉町産業交流センターにおいて、令和8年度歴史文化講座を開催しました。清戸迫横穴墓群における新たな装飾壁画をテーマに福島県考古学会顧問の玉川一郎氏が講演を行い、約70人が聴講されました。装飾壁画発見の意義や歴史的価値について改めて理解を深める機会となりました。清戸迫横穴墓群については、今後、新たに装飾壁画が発見された

83号横穴墓の国史跡指定に向けた取り組みや清戸迫横穴墓群範囲にある古墳群の発掘調査等を進めてまいります。

―駅西に公設福祉施設整備―

7月3日、双葉駅西地区複合的福祉サービス拠点整備工事の安全祈願祭が行われ、工事の安全を祈願いたしました。

本施設は、震災後初の公設福祉施設であり、地域包括支援センターによる相談機能や通所・訪問介護サービスの提供などを通じて、地域福祉の充実と居住人口の拡大に大きく貢献できるように、令和9年度中の供用開始を目指して取り組んでまいります。

―復興加速へ国に要望―

8月3日、大熊町と合同で復興庁や経済産業省、環境省、農林水産省、国土交通省、自由民主党東日本大震災復興加速化本部、公明党東日本大震災復興加速化本部を訪問し、要望活動を行いました。

今回は、第3期復興・創生期間移行後、初めての要望であるため、改めて中長期にわたる財源の

確保や復興庁機能の維持と具体的な方向性の明示、営農再開に向けた事業の加速化などの重点課題について要望してまいりました。

―京丹波町と子ども達が交流―

8月5日から7日まで、双葉中学校生徒5名とともに友好町である京都府京丹波町を訪問し、「京丹波町・双葉町子ども交流事業」に参加いたしました。初日の開会式では、畠中源一京丹波町長と両町の生徒たちも交えた懇談会が行われ、京丹波町と本町のこれまでの交流の歴史や今後の交流のあり方など、多くの意見を交わすことができました。2日目は地域の学校の特色を生かした体験活動やスポーツ交流を通じて、単に訪問するだけでなく



く、地域の資源を生かしながら、お互いの地域を理解するきっかけになったものと感じております。

交流事業を通じて、生徒たちが京丹波町の魅力や文化に触れる貴重な経験を重ねることで、両町の友好関係をさらに深めることができることから、様々な分野での交流に取り組んでまいりたいと考えております。

―避難指示解除へ住民説明会―

8月19日、21日、25日に県内外3か所で特定帰還居住区域のうち下長塚、三字、羽鳥行政区における避難指示解除に向けた住民説明会を開催しました。7月6日の双葉町放射線量等検証委員会における放射線量等の検証結果を踏まえ、町民の皆さんに本町の除染・解体状況の進捗やインフラの整備状況などを説明し、対象区域の避難指示解除に向けた意見交換を行いました、ご意見をいただきました。

これを受け、町民の皆さんには、対象区域の避難指示解除について概ねご理解をいただいたものと認識しております。

今後、国の原子力災害現地対策

本部、福島県、そして本町の三者で、対象区域の避難指示解除について、協議を進めてまいります。

―賠償の確実な実施を要望―

9月7日、原子力損害賠償紛争審査会の大村会長ほか委員による現地視察と意見交換が行われました。今回で10回目となる現地視察では、帰還困難区域の鴻草・渋川地区の荒廃した田畑をご覧いただきました。

その後、双葉町役場において、「原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書」を岩本議長とともに大村会長へ手交いたしました。

私から特に避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間は、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が避難指示解除された令和4年8月30日とするよう見直しを強く申し入れました。

審査会に対しては、今後も町民一人ひとりの被害に対する早急かつ確実な賠償と生活再建の実現に向け、誠意ある対応をするよう引き続き求めてまいります。

原子力損害賠償紛争審査会の町内視察

9月7日、東京電力の原発事故の賠償指針を定める原子力損害賠償紛争審査会が、双葉町で未だ原発事故発生当時のままとっている渋川地区の帰還困難区域などを視察しました。この視察は、国の賠償基準である「中間指針」に基づく請求受付や支払状況の確認を目的に行われたものです。

双葉町内の視察にあわせ、町は町議会と連名で大村敦志会長に要望書を提出し、避難の長期化に伴う賠償期間の見直しなどを要望しました。その後、町民との意見交換が行われ、町民からは長期化する避難生活や帰還困難区域の現状、原発事故による影響などについて、率直な意見や要望が伝えられました。

主な要望内容

- ① 日常生活阻害慰謝料について
(賠償期間の見直し)
- ② 避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害
(地域の現状や事故の特殊性を把握し確実・迅速な賠償の実施)
- ③ 原子力損害賠償の水平展開について
(直接請求によって一律に対応できるよう指針を見直すこと)



原賠審の大村会長に要望書を提出しました。



双葉町が目指す“学び”とは？

認定こども園・義務教育学校完成イメージ

お話を聞きました



館下 明夫 教育長

双葉町出身。昭和58年に県教育委員会へ入り、県内の小・中学校で教諭、教頭を歴任。平成26年から相馬市立玉野中学校長を務め、平成29年4月に双葉町教育長に就任。全町避難下での教育環境の再構築に尽力し、現在は「双葉町ならではの学び」を掲げ、子ども園・義務教育学校の開園・開校に向け東奔西走中。

「双葉町が目指す『学び』とはどのようなものだろうか。」

双葉町では、町民一人ひとりが「自分の『やってみたい』を、生涯にわたって探究し、自らの可能性を追求する学習者」として育つ学びを目指しています。

私たちを取り巻く社会が常に変化し続ける時代、私たちは「答えのない問い」に向き合いながら、学び続け、自分なりの幸せを求めていく必要があります。

だからこそ、それぞれの興味・関心に応じた「やってみたい」を大切に、自分で課題を見つけ解決方法を選び、探究し続けることがより重要になってきます。

双葉町では、学習者である町民一人ひとりがこうした学びを通して、自らの可能性を追求していくことを求めています。

「そのために、学校はどんな役割を担いますか。」

新しい認定こども園・義務教育学校は『せかい』を作る『わたし』を育む」を教育理念としています。

こども園や学校において自分の「好き」に没頭しながら、得意分野を見つけ、世界や社会と関わり続ける「学びの拠点」となるよう、現在、準備を進めております。

新しい学校は、子どもの学びの場であると同時に町民の学びの場にもなります。この学び舎での活動などをきっかけにしながら「自らが主体的に、心豊かに生涯をかけて学ぶ学習者」が育つ双葉町であってほしいと願っています。



海外の生徒と関わり自らの可能性を広げる双葉中学校の生徒

～ 夢と希望のある「学び」へ ～

10月に入り、秋の気配を感じさせる今日この頃ですが、ここ数年は、情緒あふれる季節の移ろいを十分味わうことが難しくなってきたようにも感じています。

地球温暖化の影響により、国内では千葉市を始め国内各地で大雨被害が発生しています。さらに世界各地でさまざまな異常気象が起これ、欧州では熱波や干ばつ、さらには大規模な山火事が発生し、ヒマラヤ山脈付近では土石流による大災害が起きています。私たちは、自然環境保全の観点に加え、「自然防災・免災への対策」を講じ、自分自身のこととして捉え、日頃から備えていく必要があると考えています。

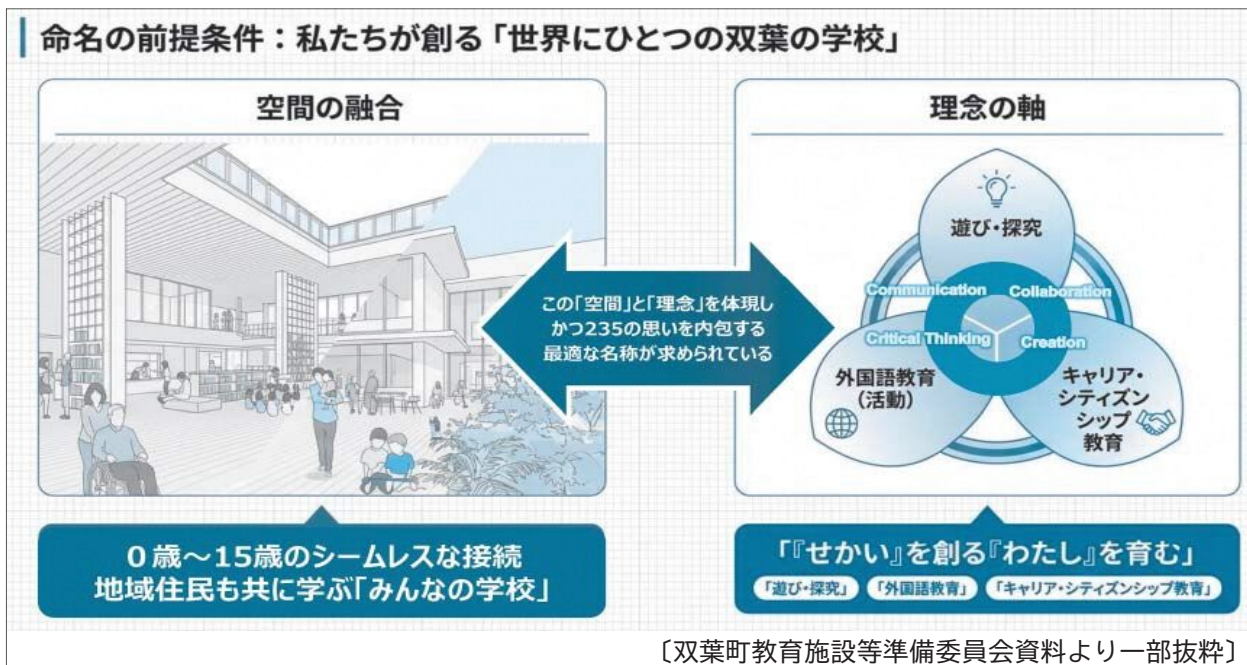
さて、6月から公募していました、新教育施設（認定こども園・義務教育学校）校名アイデアの応募状況ですが、**91名の皆様から235件の応募**がありました。ご応募いただいた皆様に御礼と感謝を申し上げます。本紙が皆さまのお手元に届く頃には、校名も発表されていることと思います。ここで改めて、双葉町立認定こども園・義務教育学校の基本理念・方針と、新校名候補案の選定コンセプトをご紹介します。

「世界にひとつの双葉の学校」保育・教育理念 「せかい」を創る「わたし」を育む

「せかい」とは“world（世界）”、“field（得意分野）”、“society（社会）”

学習の主体者である「わたし」が、「好きなこと・得意なこと・やってみたいこと」に夢中になれる、また、自分の強み（自分らしさ）や背景等を自覚し、多様な世界で生きる他者と相互に作用しながら、国内にとどまらず世界をフィールドに活躍し、社会の担い手となる「わたし」を育む、そんなこども園・義務教育学校を目指します。

【新教育施設（認定こども園・義務教育学校）の校名候補案の選定コンセプト】



応募された235件のアイデアを基に、教育委員会事務局で案を作成し、双葉町教育施設等準備委員や教育委員の皆様にご意見をいただきながら、「世界にひとつの双葉の学校」の基本理念・方針に合致するような唯一無二の校名を検討してきました。ここに集う全ての町民の「遊び・学び」が充実したものになるよう、令和10年4月の開園・開校に向けた準備を進めてまいります。

双葉町教育委員会教育長 館下 明夫

こちらでも発信しています



（新教育施設設立準備室）（双葉町教育大綱）

双葉町の人事行政の運営等の状況の公表

双葉町における「人事行政の運営等の状況」を条例に基づきお知らせいたします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用候補者試験（大学卒業程度）・職員選考の実施状況（令和7年度実施）

区 分	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数		採用者数	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
行 政 職	15	8	13	8	10	7	4	2	3	1
土 木 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保 健 師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	15	8	13	8	10	7	4	2	3	1

(2) 職員の退職の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）（単位：人）

	定年退職	普通退職	死亡退職	懲戒免職	計
人 数	0	10	0	0	10

(3) 職員の定数の状況（令和8年4月1日現在）（単位：人）

部 局	定 数	職 員 数	差 引
町長事務部局	105	98	▲7
議会事務部局	2	2	0
農業委員会事務部局	1(3)	(2)	▲1(▲1)
教育委員会事務部局	18	16	▲2
選挙管理委員会事務部局	(3)	(3)	0
監査委員事務部局	(2)	(2)	0
合 計	126 (8)	116 (7)	▲10 (▲1)

(注) ()内は兼務職員数です。

(5) 国との給料月額の水準比較（ラスパイレス指数）の状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般行政職	89.5	91.7	93.3	91.3

(注)「ラスパイレス指数」は、国家公務員の給料を100とした場合の町職員の給与水準を示したものです。

(4) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）（単位：人）

区 分		職員数		対前年 増減数
部 門		令和7年	令和8年	
一般行政	議 会	2	2	0
	総 務	47	48	1
	税 務	5	6	1
	農林水産	9	9	0
	商 工	2	2	0
	土 木	10	10	0
	民 生	7	7	0
	衛 生	9	11	2
計		91	95	4
教 育		15	16	1
一般行政+教育		106	111	5
特別会計 及び 企業会計	下 水 道	1	1	0
	そ の 他	4	4	0
	計	5	5	0
合 計		111	116	5

(注) 定員管理調査における職員数です。

2. 職員の勤務時間、勤務条件及びサービスの状況

(1) 職員の勤務時間（令和8年4月1日現在）＜標準的なもの＞

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	廃止	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

年 度	総付与日数(日)	総使用日数(日)	全対象職員数(人)	平均使用日数(日)	取得率(%)
令和7年度	3,879	1,587	125	12.7	40.99%
令和6年度	3,739	1,557	116	13.4	41.65%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

年 度	時間外・休日勤務総時間	職員一人あたりの平均時間
令和7年度	15,549時間	153時間
令和6年度	15,787時間	176時間

(注) 特別職、管理職は除く。

(4) 育児休業の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）（単位：人）

	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者	0	2
前年度から引き続いている者	0	1

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

(単位：人)

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	2	0	2
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

(注) 地方公務員法第28条第1項及び第2項

(2) 懲戒処分者数 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:人)

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	訓告	嚴重注意	計
法令、条例等に違反した場合	0	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0	0

(注) 地方公務員法第29条第1項

4. 職員の服務の状況 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:人)

区 分	内 容	地方公務員法	違反者数
服務の宣誓	職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない	第31条	0
命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令にしたがわなければならない	第32条	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	第33条	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする	第34条	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない	第35条	0
政治行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与するなど、政治活動等をしてはならない	第36条	0
争議行為等の禁止	職員はいわゆるストライキ等をしてはならない	第37条	0
営利企業等従事制限	職員は任命権者の許可なく、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	第38条	0
合 計			0

5. 職員の研修状況 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

研 修 ・ 講 座 名	研修場所(主催)	実施年月	実施日数	受講者数
新規採用職員(前期)研修	ふくしま自治研修センター	令和7年6月	3日	7名
新規採用職員(後期)研修	ふくしま自治研修センター	令和7年9月～11月	4日	7名
新規採用職員(社会人経験者)研修	ふくしま自治研修センター	令和7年5月	1日	5名
応用力アップ研修	ふくしま自治研修センター	令和7年11月	2日	2名
実行力アップ研修	ふくしま自治研修センター	令和7年10月	2日	3名
新任係長研修	ふくしま自治研修センター	令和7年8月	2日	3名
接遇実践講座	ふくしま自治研修センター	令和7年9月	1日	1名
論理的思考力とプレゼンテーション能力の養成講座	ふくしま自治研修センター	令和7年9月	2日	2名
合意形成能力の養成講座	ふくしま自治研修センター	令和7年9月	1日	2名

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

健康診断の種類	受診者数(人)	健康診断の種類	受診者数(人)
胃がん	41	腹囲測定	137
血圧測定	137	聴力検査	136
心電図検診	136	前立腺がん検診	44
眼底検査	120	人間ドック	60
尿検査	137	脳ドック	33
大腸がん検診	105	子宮がん予防検診	17
血液検査	135	乳がん予防検診	20
胸部X線検査	135	延べ受診者数	1393

(2) 職員健康増進事業 (令和7年度分)

事 業 名 称	受診者数・受講者数
ストレスチェック(計1回)	193名
個別面談(計1回)	12名
市町村派遣職員等メンタルヘルス研修	1回

7. 勤務条件に関する措置の要求の状況

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

継 続 件 数	措 置 要 求 件 数
0	0

(注) 地方公務員法第46条の規定に基づく職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求

8. 不利益処分に関する不服申立の状況

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

継 続 件 数	不 服 申 立 件 数
0	0

(注) 地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分に対する審査請求又は異議申立て

【問い合わせ先】 総務課 行政係 ☎0240-33-0124

令和8年度 第11回双葉町民作品展覧会を開催します

双葉町民作品展覧会を下記のとおり開催しますので、町民の皆さんの出品をお待ちしています。

日 時	令和9年1月 8日(金) 14:00～15:00	場 所	双葉町産業交流センター
	1月 9日(土) 10:00～15:00		(双葉町大字中野字高田1-1)
	1月10日(日) 10:00～15:00		※第37回双葉町総合美術展と 同時開催となります。

申込期間 令和8年12月1日(火)～14日(月)

入 場 料 無料

出品方法 申込期間内に、申込書を作品とともに生涯学習課へ提出してください。

詳細については、実施要項をご確認ください。

申込書と実施要項は、町ホームページからダウンロードできるほか、双葉町教育委員会生涯学習課および各支所で配布しています。

作品は、出品者ご自身での回収にご協力をお願いします。



※なお、展示スペースに限りがあるため、出品数によってはすべての作品を展示できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】 教育委員会 生涯学習課 ☎0240-33-0206

除草剤の配付場所・配付方法が変更になります

双葉町コミュニティーセンター改修工事に伴い、10月1日から除草剤の配付場所・配付方法が変更になります。変更後の配付場所・配付方法は以下のとおりです。

配付場所

旧 旧双葉駅舎(JR双葉駅隣)



新 双葉駅東口 駅前ロータリー

配付方法

駅前ロータリーに駐車後、ふたばプロジェクト職員へ電話でご連絡ください。職員が車までお届けします。

連絡先は、申請書を提出した後に町から送付される「除草剤配付決定通知書」に記載しています。

9月中旬時点で申請済みで、まだ除草剤を受け取っていない方には、ふたばプロジェクト職員への連絡先を記載した「除草剤配付決定通知書」を送付しています。お手元に届きましたら、ご確認ください。

※除草剤の容器や段ボールは燃えるごみとして、指定ごみ袋やごみ処理券を使用し、正しくごみを出してください。

【問い合わせ先】 住民生活課 ☎0240-33-0126

町民ゴルフ大会のお知らせ

下記のとおり町民ゴルフ大会を開催します。皆さま、ぜひご参加ください！

日 時 令和8年10月17日(土) 小雨決行

会 場 JGMサラブレッドゴルフクラブ(いわき市渡辺町上釜戸字上ノ代245)

【問い合わせ先】 NPO法人双葉ふれあいクラブ ☎0240-23-0120

温かいご支援ありがとうございます

滋賀県立河瀬中学校・高等学校

8月17日、滋賀県立河瀬中学校・高等学校の生徒代表の皆さまが来町し、復興支援の寄付を届けてくださいました。昨年に続いたの訪問となり、伊澤町長からこれまでの町の歩みや現在の状況について説明を受けました。生徒の皆さまは熱心に耳を傾け、「とても勉強になりました」と話していました。遠く離れた滋賀県から、双葉町を訪れ、心を寄せてくださったことに、心より感謝申し上げます。



滋賀県立河瀬中学校・高等学校生徒代表の皆さまとともに

ピースフル・コンサート越谷実行委員会

8月27日、ピースフル・コンサート越谷実行委員会より、寄付をいただきました。この団体では2009年から全国の被災地を支援するためのコンサートを毎年開催しており、昨年もコンサートの収益の一部を町へ寄付していただきました。震災から年月がたった今年も、音楽を通じて寄せてくださる温かいご支援に感謝し、いただいた寄付は復興のため大切に活用させていただきます。



実行委員会代表 山本 誠一郎 様(右)

双葉町社会福祉協議会 ～ 10月 健康運動教室・サロンのお知らせ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。参加をご希望の方は、事前申し込みが必要となりますので、下記問い合わせ先へご連絡ください。

健康運動教室

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
南東北総合卸センター 2 階第 6 会議室 (郡山市喜久田町卸 1 丁目 1-1)	毎週水曜日または 毎週木曜日の希望 する曜日を選択	13:30 ～ 15:00	郡山事務所 ☎ 024-973-5291

社協サロン

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
郡山市喜久田公民館 (郡山市喜久田町堀之内字下河原 1)	10月19日(月)	10:00 ～ 11:30	郡山事務所 ☎ 024-973-5291
双葉町産業交流センター大会議室 (双葉町大字中野字高田 1-1)	10月21日(水)	10:30 ～ 12:00	双葉町地域包括支援センター ☎ 0246-84-6729

高齢者の定期予防接種（インフルエンザ・新型コロナ）

高齢者を対象に、インフルエンザと新型コロナウイルスの予防接種を実施します。いずれも接種に関しては、効果や副反応など医師とよく相談してください。対象の方には個別に通知を送っています。

対 象 者	双葉町に住民票がある以下の方が対象です。 ①接種日に満65歳以上の方。 ②接種日に満60歳以上64歳以下で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に重度の障害（身体障がい者1級程度）がある方。
接種期間	インフルエンザ：令和8年10月1日～令和9年1月31日 新型コロナ：令和8年10月1日～令和9年3月31日 （この期間以外の接種は全額自己負担となりますのでご注意ください）
接種方法	・福島県内に在住の方 9月中に送付した予診票を使用し、事前に県内の医療機関に予約のうえ接種してください。 インフルエンザ：無料 新型コロナ：自己負担額4,500円 ・福島県外に在住の方 避難先自治体の接種方法に沿って接種してください。 自己負担が生じた場合は申請により助成いたします。 インフルエンザ：全額助成 新型コロナ：自己負担額が4,500円を超えた場合、その超過分を助成します。 ※福島県内の医療機関での接種を希望される場合は、予診票を発行します。
接種回数	各1回
注意事項	・インフルエンザワクチン・新型コロナワクチンは、ご本人が希望して受けるものです。 ・「高齢者定期予防接種の通知が届かない」「紛失した」などの際は健康福祉課健康づくり係までお電話ください。

介護用品の購入費を助成します

要介護認定を受け、在宅で生活している方を対象に、介護用品の購入費の一部を助成しています。

- 対 象 者**
1. 在宅で生活しており、要介護認定を受けている方
 2. 寝たきりの状態、または排尿・排便に支障があり、常時紙おむつを使用している方で、日常生活のほとんどにおいて支援や介護が必要な方

助 成 額 毎月3,000円まで ※購入した月ごとに助成額を算定します。

対象商品例 紙おむつ、尿取りパッド、リハビリパンツ、ドライシャンプー、清拭布、口腔ケア用品、手袋など。

※介護を受けている方の清潔を保つための用品が対象です。清拭布や口腔ケア用品も含まれます。
 右側の二次元コードから申請書をダウンロードして健康福祉課へ提出するか、郵送希望の方は下記までお問い合わせください。



【問い合わせ先】 健康福祉課 介護係 ☎ 0240-33-0131

小児のインフルエンザ予防接種

小児のインフルエンザ予防接種は任意接種のため自己負担になりますが、負担費用の一部を助成します。接種に関しては、主治医と相談のうえ実施してください。また保護者の同意が必要です。

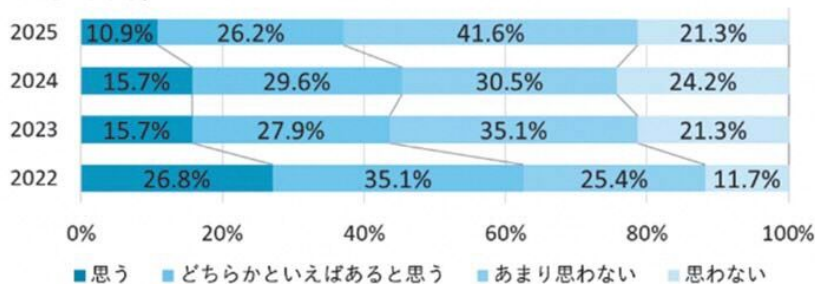
対 象 者	双葉町に住民票がある生後6か月～中学3年生の方
助 成 額	1回 2,000円（差額は自己負担）
助 成 回 数	・生後6か月～13歳未満 … 2回 ・13歳以上～中学3年生 … 1回
対 象 期 間	令和8年10月1日～令和9年1月31日
助成手続き	① 接種費用は全額を支払い、必ず領収証を受け取ってください。 （費用は医療機関により異なります。） ② 「助成申請書」に以下のものを添付して、郵送または窓口へ提出 □ 領収書（原本） □ 接種を受けた証明となる予診票の写し又は 母子健康手帳（予防接種の記録欄）のコピー □ 振込先口座がわかる通帳などのコピー ③ 申請期間は令和9年3月末日までです。
備 考	・予診票の指定はありません。医療機関のものをお使い下さい。 ・「助成申請書」は町のホームページからダウンロードできます。 郵送も可能ですので、ご連絡下さい。



長崎大学より放射線健康だより

双葉町民の皆さまを対象に実施したアンケート調査の結果をご報告します。この調査は、放射線に対する考えや心身の健康状態を把握することを目的としており、昨年11月の広報ふたばに同封して回答を得ました。放射線による次世代への影響（子や孫に及ぶ可能性）について、「あると思う」「どちらかといえばあると思う」と答えた方の割合は37.1%となり、2022年度の61.9%から年々減少傾向にあります。なお、現在の科学的知見では、今回の事故によるレベルの被ばくで、遺伝性の健康影響が生じることは確認されていません。全体として、放射線への不安は少しずつ和らいできていることがうかがえますが、疑問や心配事を解消できるよう、引き続き丁寧な情報発信と相談対応に努めてまいります。

問. 双葉町で生活することで、生まれてくる子や孫に被ばくによる健康影響があると思いますか。



長崎大学は、放射線被ばくと健康についての相談窓口を担当しています。放射線と健康に関する疑問や質問がありましたら、双葉町役場健康福祉課を通じて、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎ 0240-33-0131

盆踊りで親睦を深めました 県南双樹会

8月22日、白河市のシン鹿島において盆踊り大会を開催し、31人が参加しました。当日は午前10時から会場の準備を行い、午前11時に開会しました。

開会にあたり、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い亡くなられた方々のご冥福を祈り、参加者全員で1分間の黙祷を捧げました。続いて、副会長による開会の言葉、会長の挨拶があり、参加者で「双葉盆踊り」を約20分間踊りました。

盆踊りで体を動かしたあとは、会食を囲みながら会話を楽しみ、約1時間にわたって親睦を深めました。

会食の時間に続いて、お楽しみ会では抽選会を開催。受付番号と抽選番号が一致すると景品が当たるもので、抽選箱から番号を引く役は小学生以下の子どもたちが務めました。約30分にわたり、子どもたちも加わって楽しい時間を過ごしました。

そして締めくくりは「ふたば音頭」。参加者で約15分間踊った後、会長による一本締めと副会長による閉会の言葉で会を締めくくり、午後1時20分に解散しました。

舘林 孝男



目迫地区再会の集い

7月17日、檜葉町にて、「第11回目迫再会の集い」を開催しました。来賓として、平岩邦弘副町長にご出席いただきました。

総会では、三字地区に関する情報共有のほか、農地保全や目迫公民館の解体などについて、状況報告と確認が行われました。また、地区の各種課題についても意見を交わしました。

懇親会では、平岩邦弘副町長から町の近況や今後についてご説明いただきました。その後、懐かしい話や互いの近況報告に花を咲かせ、会場は笑顔に包まれ、大いに盛り上がりました。

目迫組長 伊澤 郁夫



環境省 福島環境局からのお知らせ

特定帰還居住区域の被災家屋等の解体申請について

環境省では、双葉町の特定帰還居住区域（鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部※）及びその周辺に位置する建物解体の申請を受付けています。

【解体申請受付窓口】（受付時間：月～金曜日（祝日を除く8:30～17:15））

浜通り南窓口	いわき市平字小太郎町1-6 いわきセンタービル6階	☎ 0120-773-275
浜通り北窓口	浪江町大字権現堂字上続町12 朝田ビル1階	☎ 0120-603-016
双葉町いわき支所1階 ※毎週火・金曜日に開設	いわき市東田町2丁目19-4	☎ 0120-773-275

※来所される際は、事前にお電話いただき、来所日時をご予約ください。

※ご希望に応じて双葉町役場本庁舎、申請者様のご自宅等に伺います。詳しくは☎0120-773-275まで

※所有建物の所在地が区域範囲内か確認されたい方は、受付窓口にご連絡ください。

※家屋等は、除染か解体のどちらかしか実施できません（環境省が除染した家屋等は解体申請いただけません）。解体のご意向がある場合は、家屋等の除染は希望せず、解体申請をお願いします。

特定帰還居住区域の片付けごみの個別回収について

双葉町の特定帰還居住区域内の家屋片付けによって生じた片付けごみの個別回収を行っております。

【片付けごみ個別回収申込先】

連絡先 ☎ 0120-007-886 株式会社 安藤・間（令和8年度環境省業務受託業者）

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00（祝日を除く）FAXは24時間受付

※事業系廃棄物及び避難指示が解除された地域の片付けは受け付けておりません。

中間貯蔵施設について

【中間貯蔵施設見学会】

中間貯蔵事業情報センターでは、中間貯蔵施設をバスで巡る見学会を開催しています。

開催予定：10月16日（金）、17日（土）

お申込み・お問合せは、中間貯蔵事業情報センター（☎0240-25-8377）

【除去土壌等の搬入状況（双葉工区）】

2026年度は、32,763 m³搬入しています。

（2015年からの累計：4,059,185 m³）※8月31日現在

解体申請



見学会申込





双葉町公式アプリ「ふたばアプリ」を使った「ふたばアプリ交流会」を各地で開催します！
交流会では**アプリの機能や使い方**等、丁寧にご説明いたします。ぜひお気軽にご参加ください。
10月の開催スケジュールは下記のとおりです。

10 月	1日(木)	13:00～15:00	ふたば一く(いわき市)
	27日(火)	13:00～15:30	勿来酒井団地集会所(いわき市)
	28日(水)	13:00～15:00	双葉町社会福祉協議会加須事務所(加須市) ※ボランティアカフェ
	29日(木)	13:30～16:00	双葉町役場本庁舎 大会議室2(2F)

【問い合わせ先】ふたばアプリ運営サポートセンター
☎ 0120-274-280
受付時間：10:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）



ふたばアプリを
ダウンロードして
使ってみよう！



10月は“不正軽油撲滅”強化月間！

「不正軽油」とは？

「不正軽油」とは軽油に課税される軽油引取税を脱税するために、灯油や重油を混ぜるなどして製造した燃料のことです。環境汚染や不法投棄を引き起こすだけでなく、石油製品販売業・運輸業・建設業等の公正な市場競争も阻害します。不正軽油問題へ厳正に対処するため、不正軽油に関わるすべての人が罰則の対象となります。

「もしかして…」と思ったら、見逃さない！

- 不審なタンクローリー車が出入りする場所がある。
- 自動車の燃料に「重油」や「灯油」を（混ぜて）使っている。
- 不審なドラム缶が放置しており、石油のにおいや、刺激臭がする。
- 突然「とても安い軽油を購入しないか？」という営業（電話）が来た。

⇒ このような情報をお持ちの方は、福島県不正軽油ホットライン（福島県税務課）まで情報提供をお願いします。

不正軽油ホットライン（福島県税務課） ☎ 024-521-7205（直通）
✉ zeimu@pref.fukushima.lg.jp

福島市内の期日前投票所が変わります

第23回福島県知事選挙において、福島市内の期日前投票所が変わります。

これまで期日前投票所として利用していた福島県青少年会館が、令和8年6月30日をもって閉館したため、下記の場所で投票を行います。

期日前投票所 福島県教育会館（福島市上浜町10-38）

投票日時などは、後日送付する「選挙のお知らせ」や入場券をご確認ください。

長塚二行政区からのお知らせ

長塚二行政区では地区総会・交流会を下記のとおり開催しますので、お誘いあわせのうえ、ご参加くださるようご案内します。

日時 令和8年11月8日（日）～9日（月）

総会：午後3時から

交流会：午後6時から

会費 1人5,000円（宿泊費含む）

交流会のみ参加の方：3,000円

場所 いわき湯本温泉「吹の湯旅館」

（いわき市常磐湯本町吹谷48）

☎0246-42-2158

締切 10月25日（日）参加申込締切

【連絡先】

区長 武藤 康広 ☎090-8256-5058

副区長 作田伊久雄 ☎090-4557-3763

庶務 武内 裕美 ☎090-3989-2504

人のうごき8月分

敬称略

お悔み申し上げます

氏名	年齢	死亡日	行政区
加藤 好枝	79	7月31日	下条
釘野 雄一	89	8月21日	長塚一
丸添 富二	91	8月24日	新山

了承を得られた方のみ掲載しています。

秘書広報課 ☎0240-33-0125

双葉町民の避難状況（令和8年9月1日現在）

- ・福島県内に避難されている方 3,674人
- ・福島県外に避難されている方 2,587人

双葉町の
今がわかる



X



ふるさと納税



双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられた
お便りの一部をご紹介します

- ・立葵先迄咲いて入梅明ける
- ・入梅明けて日照続いて出穂揃う
- ・出番が来たよ冬眠案山子
- ・人生を走り続けて九十八
- ・終着地への道を残して
- ・帰省の息子元気でいたかとハグをする
- ・小さき身体を丸まるまるく
- ・目覚れば異郷の地にて十五年
- ・想いは故郷よあゝ故郷よ

今泉 禮子（長塚二）

※双葉の風だよりでは皆さまからの投稿をお待ちしております。

ご存じですか、 双葉町の太陽光発電 設備のルール。

双葉町では、自然環境や景観、生活環境の保全、地域との調和、災害の防止を図るため、太陽光発電設備の設置や管理等に関する条例を定めています。

設置・管理で配慮すること



災害防止

土砂・汚泥の流出や水害などを防ぐ



生活環境

騒音・熱・反射光・圧迫感などに配慮



適正管理

除草・清掃・安全対策などを行う



自然・景観

周囲の景観との調和に配慮



農地・営農

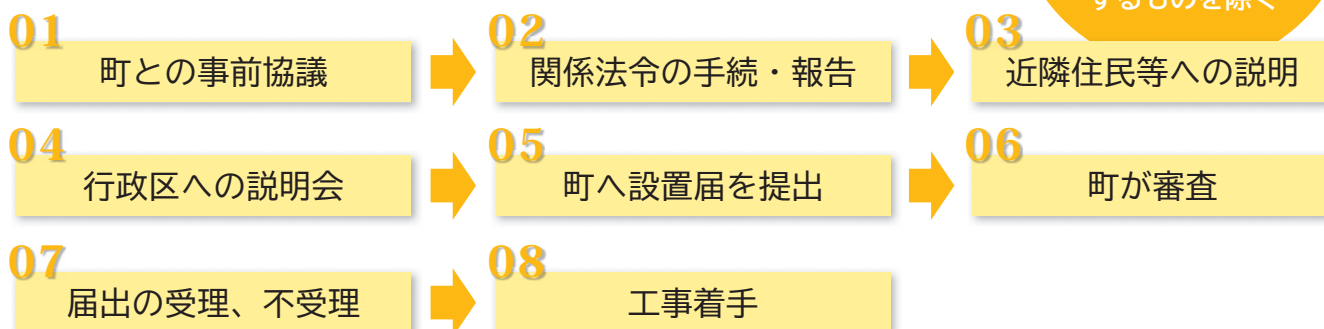
周辺の農地や営農への影響に配慮

「10Kw」
以上が対象

※屋根または屋上、
住宅の敷地内に設置
するものを除く

設置前 届け出・受理の流れ

近隣住民への説明や行政区への説明会
を行い、設置届が受理された後に工事
へ進みます。



設置後 事業者は適正な管理を

事業者は設置した後も適正に管理しなければなりません。

自然災害などによる設備の破損時には、事業者が安全確認や必要な対応を行い、地域への被害の恐れがある場合には、町や地域住民などへ速やかに連絡が必要です。

異常・破損を発見 → 安全確認・必要な対応 → 廃止時は撤去・適正な処分

双葉町では自然環境と景観・生活環境の保全、地域との調和、災害の防止などを目的に、太陽光発電設備などの設置前から廃止までのルールを定めています。

気になることがあれば、まず町へご相談ください。

お問い合わせ先

双葉町建設課

☎ 0240-33-0129

太陽光条例に
関するお知らせ

